

北海道告示第11148号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年9月6日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その29)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 米産地育成総合対策事業（水田作物需要創出・拡大整備支援事業）</p> <p>水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化の取組や国産原材料への切替えのために必要となる施設を整備する取組に必要な経費や、事業実施主体が新市場開拓に向けて、高品質な新市場開拓用米の安定供給体制の確保のための取組や複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスクの低減等のための取組に必要な経費を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者</p>			<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（整備する施設及び事業実施主体の所在地が道外にあり、かつ、知事が特別に認める場合は、農政部生産振興局農産振興課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（整備する施設及び事業実施主体の所在地が道外にあり、かつ、知事が特別に認める場合を除く）</p>	
<p>(1) 需要創出・拡大整備支援事業</p>		<p>補助対象者が次に掲げる輸出拡大や国産シェア拡大に向けた施設を整備を行う場合に要する経費</p> <p>(1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設</p>	<p>1/2以内 ただし、実施計画の1年度当たりの補助金の上限額は、1計画当たり2億円とする。</p>					
<p>(2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援事業</p>		<p>補助対象者が次に掲げる新市場開拓用米の安定供給体制の確保等や複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスクの低減に必要な経費</p> <p>(1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設</p>	<p>1/2以内 ただし、実施計画の1年度当たりの補助金の上限額は、1計画当たり1.5億円とする。</p>					